

介護経営DBに関するお問合せにあたってのお願い

介護経営DBに関するお問合せについて、多くの利用者からの質問に対して適切に対応するために、**お問合せ前に以下の内容をご確認いただくよう、ご協力のほど、お願いします。**

介護事業者向けの動画は閲覧しましたか？

いいえ

はい

介護事業者向けに報告に関する説明動画があります。
まずは、こちらをご確認ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=8yYa2tckrGw>

お問合せの種類

制度・報告期間に関するご質問

2ページへ

本システムのログインに関するご質問

3ページへ

登録する内容（損益計算書等や追加情報など）に関するご質問

5ページへ

損益計算書等データ等のアップロードファイルに関するご質問

6ページへ

本システム仕様・操作手順に関するご質問

7ページへ

本システムのエラーに関するご質問

8ページへ

その他のご質問

都道府県に問合せください。

問合せ先はこちら

制度・報告期間に関するご質問

お問合せ内容は以下のいずれかに該当しますか。

報告はいつまでにすればよいのか。

届出期日に間に合わない場合はどうすればよいのか。

報告対象となる事業所はいずれのサービスが該当するのか。

「廃止」となった事業所の経営情報についても報告は必要か。

介護保険法の「みなし指定」の事業者である保険医療機関等についても報告は必要か。

令和6年度分の報告について、会計年度が1月に終わる事業所はいつまでに報告すればよいのか。

これらに該当する場合

FAQに記載されています。FAQの「1. 制度・報告期間に関するご質問」をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001366420.pdf>

これらに該当しない・解決しない場合

都道府県に問合せください。

**問合せ先
はこちら**

本システムのログインに関するご質問

本システムにおけるGビズIDの使い方の資料を準備しております。まずはこちらの資料をご確認ください。

GビズID取得等の手引き

GビズIDの取得方法や運用方法例を解説した資料です。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001341936.pdf>

解決しない場合

お問い合わせ内容は以下のいずれかに該当しますか。

ログインのためのGビズIDはどのように取得すればよいのか。

介護経営DB利用のためにGビズIDを新たに取得する必要があるか。

同一のGビズIDプライム又はGビズIDメンバーは同一法人内の別の事業所における報告でも利用してよいのか。

事業者から報告の委任を受けた受任者が受任者のGビズIDプライム（及びメンバー）のアカウントを使用して報告することは可能か。

これらに該当する場合

FAQに記載されています。FAQの「2. 本システムのログインに関するご質問」
をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001366420.pdf>

これらに該当しない・解決しない場合

問合せ先
選択へ

本システムのログインに関するご質問（問合せ先選択）

お問合せ内容によって問合せ先を選択してください。

G.bizIDの発行・パスワード等に関する質問



G.bizIDの問合せ窓口
に問合せください。

**問合せ先
はこちら**

ログイン時のエラーに関する質問



ヘルプデスクに問合せください。

**問合せ先
はこちら**

登録する内容（損益計算書等や追加情報など）に関するご質問

お問合せ内容は以下のいずれかに該当しますか。

法人内のサービス種別ごとに分けて報告を行うことは可能か。

法人単位で経営情報を管理しているが、都道府県単位に分けて報告を行う必要があるか。

損益計算書等データの勘定科目が「0円」の場合は省略することは可能か。

会計基準・準則ごとの勘定科目一覧と必須項目/任意項目がそれぞれどの項目か知りたい。

職種別の人数は、どの時点での職員数を報告するのか。

介護サービス以外に医療・障害福祉サービスも提供しているが、まとめて報告してもよいか。

いわゆる「内部取引」にあたる金額が含まれる場合、「消去前」「消去後」のどちらの金額を計算するべきか。

事業所の会計又は会計ソフトウェアで扱っていない任意項目があるが、報告は必要か。

これらに該当する場合

FAQに記載されています。FAQの「3. 登録する内容（損益計算書等や追加情報など）に関するご質問」をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001366420.pdf>

これらに該当しない・解決しない場合

都道府県に問合せください。

問合せ先
はこちら

損益計算書等データ等のアップロードファイルに関するご質問

- ご利用の会計ソフトウェアの仕様・操作やアップロードファイル作成に関する質問

介護経営DBに登録するファイルの出力方法がわからない。

使用している会計ソフトウェアが介護経営DBに登録するファイルが出力できるのかわからない。

その他会計ソフトに関するご質問

これらに関するご質問

ご利用の会計ソフトウェアの会社にお問合せください。

- 介護経営DBにおけるファイルアップロード時のエラー

損益計算書等データ/届出対象事業所データのファイルアップロード時にエラーが表示される。

こちらをご確認ください

操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版

本システム操作を詳細に説明した資料です。エラー内容によって参照先が異なりますので、以下をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001341115.pdf>

- ・損益計算書等データ取り込み時のエラー
⇒P22「損益計算書等データ取り込みエラーメッセージ一覧」
- ・届出対象事業所データ取り込み時のエラー
⇒P44「届出対象事業所データ取り込みエラーメッセージ一覧」

解決しない場合

ご利用の会計ソフトウェアの会社にお問合せください。

本システム仕様・操作手順に関するご質問

本システムの仕様や操作手順に関して以下の資料を準備しております。まずはこちらの資料をご確認ください。

かんたん操作ガイド（ファイル登録版・画面入力版）

本システム操作のうち、主要な操作を抜粋した資料です。

ファイル登録版

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001340931.pdf>

画面入力版

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001340930.pdf>

操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版

本システム操作を詳細に説明した資料です。

操作マニュアル（介護事業所向け）詳細版

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001341115.pdf>

解決しない場合

お問合せ内容は以下のいずれかに該当しますか。

誤ったデータを報告してしまった場合、データを修正又は再度報告することは可能か。

職員の職種ごとの人数や給与等の報告において、ファイル取り込みによる登録はできないのか。

登録した内容（損益計算書等データや届出対象事業所データ）が修正できない。

届出対象事業所データの登録にて、ファイル取り込み（CSV、JSON）ができない。

届出対象事業所データの画面登録において、届出を行いたい事業所が検索結果に表示されない。

これらに該当する場合

これらに該当しない・解決しない場合

FAQに記載されています。FAQの「4. 本システム仕様・操作手順に関するご質問」をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001366420.pdf>

ヘルプデスクに問合せください。

問合せ先
はこちら

本システムのエラーに関するご質問

本システムの利用中にエラーが発生した際の対応は、操作マニュアルに記載されています。まずはこちらの資料をご確認ください。

操作マニュアル（介護事業所向け） 詳細版

本システム操作を詳細に説明した資料です。エラー内容によって参照先が異なりますので、以下をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001341115.pdf>

- ・損益計算書等データ取り込み時のエラー
⇒P22「損益計算書等データ取り込みエラーメッセージ一覧」
- ・届出対象事業所データ取り込み時のエラー
⇒P44「届出対象事業所データ取り込みエラーメッセージ一覧」

解決しない場合

ヘルプデスクに問合せください。

問合せ先
はこちら

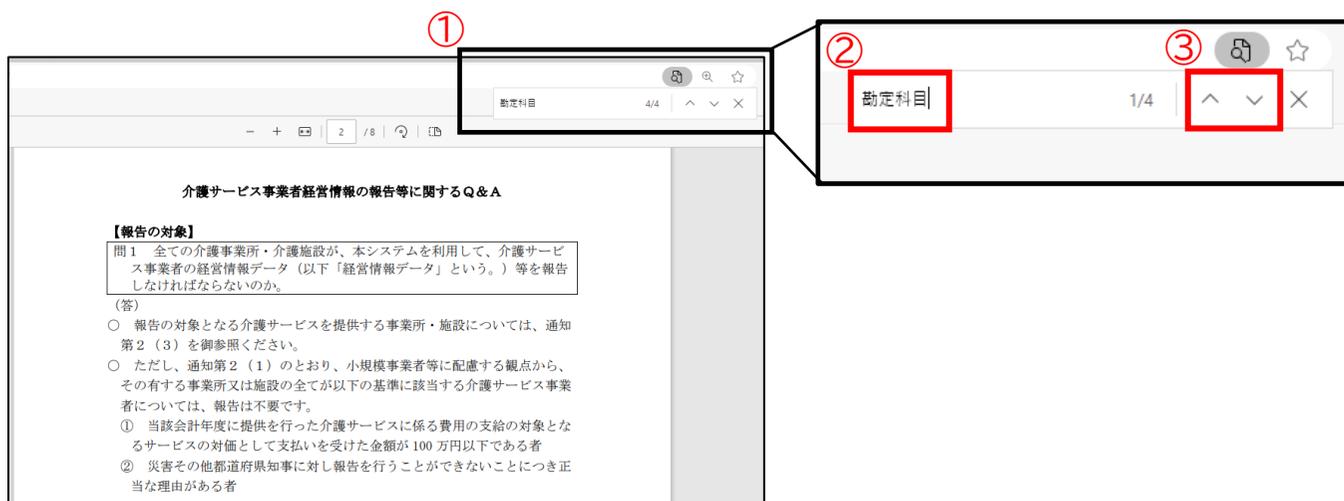
都道府県の問合せ前の確認

問い合わせ前にFAQを確認・検索ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001366420.pdf>

キーワードをもとにFAQ（よくあるご質問）を検索することができます。
キーボードの「Ctrl」+「F」の検索機能により検索ワードを入力の上「^」「V」で該当箇所をご確認ください。

■画面イメージ



- ① 「Ctrl」+「F」をクリック
- ② 検索したい単語を入力
- ③ 「^」「V」で該当箇所を確認

※実際の画面はお使いの端末・ブラウザによって異なります。

これらに該当しない・解決しない場合

都道府県の問合せ先一覧はこちら

都道府県の間合せ先（1/4）

お問合せの法人・事業所の所在地の都道府県が問合せ先となります。以下の一覧から連絡先を参照ください。

都道府県名	担当部署	問合せ先の電話番号	問合せ先のメールアドレス等
北海道	保健福祉部 福祉局 高齢者保健福祉課	011-204-5935	hofuku.kouhuku1@pref.hokkaido.lg.jp
青森県	高齢福祉保険課	017-734-9299	kaigo_todokede@pref.aomori.lg.jp
岩手県	長寿社会課	—	kaigo-keiejouhou@pref.iwate.jp
宮城県	長寿社会政策課	022-211-2556	kaigod@pref.miyagi.lg.jp
秋田県	健康福祉部 長寿社会課	018-860-1363	choju-kaigo@mail2.pref.akita.jp
山形県	高齢者支援課	—	ykorei@pref.yamagata.jp
福島県	高齢福祉課	024-521-7746	kaigohoken@pref.fukushima.lg.jp
茨城県	福祉部長寿福祉課	029-301-3343	chofuku6@pref.ibaraki.lg.jp
栃木県	保健福祉高齢対策課 介護サービス班（介護事業者）	028-623-3149	kaigohoken@pref.tochigi.lg.jp
群馬県	介護高齢課 居宅サービス係	027-226-2574	kourei-jigyo@pref.gunma.lg.jp
埼玉県	高齢者福祉課	048-830-3254	a3240-22@pref.saitama.lg.jp
千葉県	高齢者福祉課 介護事業者指導班	043-223-2834	kaigojigyous@pref.chiba.lg.jp
東京都	福祉局 高齢者施策推進部 介護保険課 介護事業者担当	—	以下サイトを参照してください https://80ca9d38.form.kintoneapp.com/public/contact-tokyo-kaigokeiei
神奈川県	高齢福祉課	045-210-4840	以下サイトを参照してください https://dshinsei.e-kanagawa.lg.jp/140007-u/offer/offerList_detail?tempSeq=88041

都道府県の間合せ先（2/4）

お問合せの法人・事業所の所在地の都道府県が問合せ先となります。以下の一覧から連絡先を参照ください。

都道府県名	担当部署	問合せ先の電話番号	問合せ先のメールアドレス 等
新潟県	高齢福祉保健課	025-280-5195	ngt040230@pref.niigata.lg.jp
富山県	高齢福祉課	076-444-3272	akoreifukushi@pref.toyama.lg.jp
石川県	長寿社会課	076-225-1417	kaigo@pref.ishikawa.lg.jp
福井県	長寿福祉課	0776-20-0332	hokaisei@pref.fukui.lg.jp
山梨県	健康長寿推進課	055-223-1455	chouju@pref.yamanashi.lg.jp
長野県	介護支援課	026-235-7121	kaigo-shien-s@pref.nagano.lg.jp
岐阜県	高齢福祉課	058-272-8298	c11215@pref.gifu.lg.jp
静岡県	—	—	fukushishidou@pref.shizuoka.lg.jp
愛知県	高齢福祉課	052-954-6479	kaigo-shitei@pref.aichi.lg.jp
三重県	医療保健部 長寿介護課	059-224-2235	chojus@pref.mie.lg.jp kitayr00@pref.mie.lg.jp okumuy03@pref.mie.lg.jp suzuks06@pref.mie.lg.jp
滋賀県	医療福祉推進課 在宅介護 指導係	077-528-3523	joho-kaigo@pref.shiga.lg.jp
京都府	健康福祉部 高齢者支援課	075-414-4571	kaigoshinsei@pref.kyoto.lg.jp
大阪府	福祉部 高齢介護室介護事 業者課	—	以下サイトを参照してください https://www.pref.osaka.lg.jp/o090100/shisetushidou/keiejouhoushisutemu.html
兵庫県	福祉部 高齢政策課 介護基 盤整備班（高年施設担当）	078-362-3189	koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

都道府県の間合せ先（3/4）

お問合せの法人・事業所の所在地の都道府県が問合せ先となります。以下の一覧から連絡先を参照ください。

都道府県名	担当部署	問合せ先の電話番号	問合せ先のメールアドレス 等
奈良県	介護保険課	0570-009006	choju@office.pref.nara.lg.jp
和歌山県	介護サービス指導課	073-441-2527	e0408001@pref.wakayama.lg.jp
鳥取県	福祉保健部 ささえあい福祉局 長寿社会課	0857-26-7175	choujyushakai@pref.tottori.lg.jp
島根県	高齢者福祉課	0852-22-5204	kourei@pref.shimane.lg.jp
岡山県	子ども・福祉部 指導監査課	086-226-7917	shidokansa@pref.okayama.lg.jp
広島県	健康福祉局 医療介護基盤課	082-513-3208	fuiryoukbn@pref.hiroshima.lg.jp
山口県	長寿社会課（介護保険班）	083-933-2774	kaigohoken@pref.yamaguchi.lg.jp morimoto.michifumi@pref.yamaguchi.lg.jp
徳島県	長寿いきがい課	088-621-2214	choujuikigaika@pref.tokushima.lg.jp
香川県	長寿社会対策課	087-832-3266	choju@pref.kagawa.lg.jp
愛媛県	—	—	以下サイトを参照してください https://www.pref.ehime.jp/page/95572.html
高知県	長寿社会課	088-823-9632	060201@ken.pref.kochi.lg.jp 以下サイトを参照してください https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024102800106/
福岡県	保健医療介護部 介護保険課	092-643-3319	k-keiei@pref.fukuoka.lg.jp
佐賀県	健康福祉部 長寿社会課	0952-25-7266	kaigohoken@pref.saga.lg.jp

都道府県の間合せ先（4/4）

お問合せの法人・事業所の所在地の都道府県が問合せ先となります。以下の一覧から連絡先を参照ください。

都道府県名	担当部署	問合せ先の電話番号	問合せ先のメールアドレス 等
長崎県	長寿社会課	095-895-2436	ke-yokoishi@pref.nagasaki.lg.jp
熊本県	高齢者支援課	096-333-2219	kaigo-houkoku@pref.kumamoto.lg.jp
大分県	高齢者福祉課 介護サービス事業班	097-506-2683	kourei-kaigoservice@pref.oita.jp
宮崎県	長寿介護課	0985-26-7058	kyotaku@pref.miyazaki.lg.jp
鹿児島県	保健福祉部 高齢者生き生き推進課 介護保険室 事業者指導係	099-286-2678	k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp
沖縄県	高齢者介護課	098-866-2214	aa021156@pref.okinawa.lg.jp

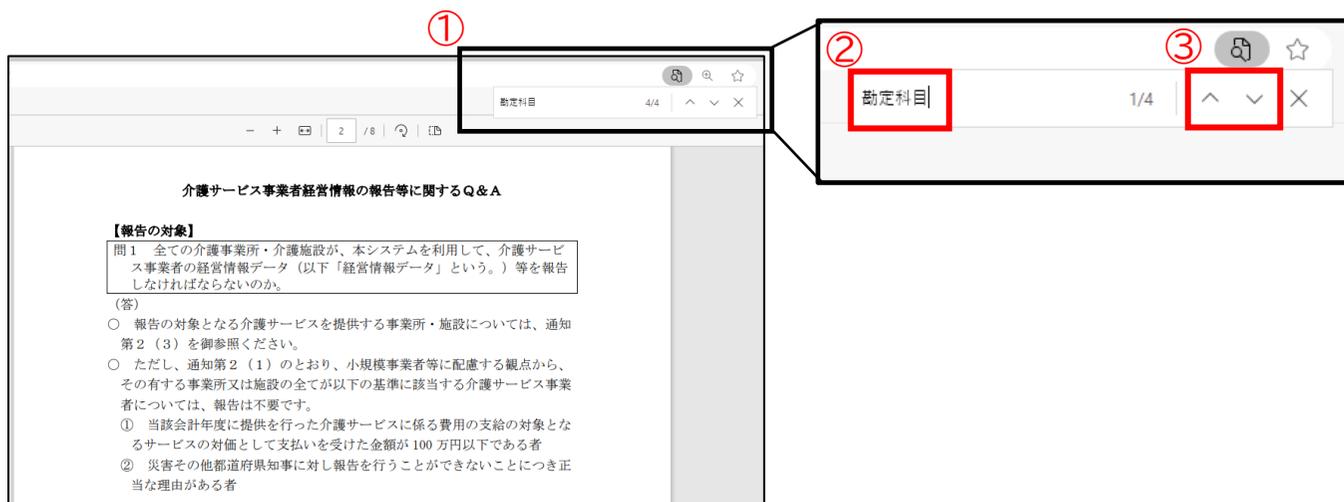
ヘルプデスクの問合せ前の確認

問い合わせ前にFAQを確認・検索ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001366420.pdf>

キーワードをもとにFAQ（よくあるご質問）を検索することができます。
キーボードの「Ctrl」+「F」の検索機能により検索ワードを入力の上「^」「V」で該当箇所をご確認ください。

■画面イメージ



- ① 「Ctrl」+「F」をクリック
- ② 検索したい単語を入力
- ③ 「^」「V」で該当箇所を確認

※実際の画面はお使いの端末・ブラウザによって異なります。

これらに該当しない・解決しない場合

ヘルプデスクへの連絡方法はこちら

ヘルプデスクの問合せ先

以下の内容をご確認の上、ヘルプデスクへ問合せください

【ヘルプデスク問合せ先】

helpdesk_kaigokeiei@kaigokensaku.mhlw.go.jp

【メール件名】

先頭に「[介護経営DB]」を付与し、ページ1の「お問合せの種類」をメールタイトルに記載ください。

(例： **[介護経営DB]本システムのエラーに関するご質問**)

【メール本文】

以下の項目について記載ください。

項目	説明
貴社名	貴社の会社名
お名前	ご氏名
お名前 (カナ)	ご氏名のカナ
メールアドレス	メールアドレス
電話番号	電話番号
画面名	お問合せの画面名
操作マニュアルのページ番号	操作マニュアルのページ下部にあるページ番号
お問合せ内容	お問合せの内容

G.bizID窓口の問合せ先

G.bizIDに関する問合せは、以下のG.bizIDの問合せ窓口にお問合せください。

G.bizIDの問合せ窓口

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>